

平成 22 年 6 月 11 日

株 主 各 位

東京都中央区銀座1丁目15番11号

高 島 株 式 会 社

取締役社長 高 島 幸 一

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成 22 年 6 月 29 日（火曜日）午前 10 時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座 1 丁目 15 番 11 号
当社本店 5 階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第 122 期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 122 期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 剰余金の処分の件 |

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tak.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国の経済は、前連結会計年度より継続する世界的な経済不況の影響を受け、前半期は設備投資の抑制、住宅需要の低迷、個人消費の伸び悩みなど、景気の低迷が継続いたしました。後半期には景気の二番底に対する懸念が若干後退し、部分的な回復傾向もみられますが、当社グループの業績に大きな影響がある建築業界では資材需要の低迷が続くなど依然として厳しい状況で推移しております。

一方で4月より再開された太陽光発電システムの補助金制度に加え、11月に実施された余剰電力買取制度は太陽光電池の家庭への導入を強力に推進いたしました。

このような状況の下、当社グループでは太陽電池国内住宅向け出荷数が前年の2.6倍となるなど太陽エネルギー事業は大きく躍進することができましたが、建築資材の低迷により建設資材分野全体では売上が減少いたしました。また、産業資材分野でも設備投資需要の低迷により売上が大きく減少いたしました。

一方、売上不振が予測された中で、利益を確保するために全社的なコスト削減に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は689億円（前連結会計年度比10.5%減）、営業利益は472百万円（前連結会計年度は29百万円の営業損失）、経常利益は468百万円（前連結会計年度は178百万円の経常損失）、当期純利益は273百万円（前連結会計年度は110百万円の当期純損失）となりました。

当連結会計年度の事業本部別売上高の前期比概況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業本部別	期別	第122期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第121期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	伸び率 (%)
建	材	45,296	49,376	△8.3
産 業 資 材		21,516	25,969	△17.1
イ ノ ベ ー シ ョ ン		2,162	1,717	25.9
合 計		68,975	77,062	△10.5

(注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度より組織改変を実施いたしました。旧i-ソリューション事業本部、旧ブランド&ファッション事業本部と旧カスタム事業本部の鉄道用車輛部材以外を産業資材事業本部に統合しております。旧カスタム事業本部の鉄道用車輛部材事業と開発事業をイノベーション事業本部として統合しております。前年同期比較にあたっては、事業の業績推移をわかりやすくするために、該当事業の前年同期分を組織改変後の区分に組み替えて行っております。

当連結会計年度の事業本部別営業概況は次のとおりであります。

建材事業本部（売上高伸び率 $\Delta 8.3\%$ ）

太陽エネルギー分野では、国地方自治体からの補助金と11月から開始された余剰電力買取制度による需要増に対応して、人員を当該分野にシフトしたことにより大幅に売上を伸ばすことができました。一方、建設土木資材分野、住宅資材分野では市場の低迷により厳しい展開となり、全体では売上が減少いたしました。

産業資材事業本部（売上高伸び率 $\Delta 17.1\%$ ）

設備投資需要の減退を受け、膜構造分野、液晶・弱電・自動車向けの樹脂製品分野と国内電子部品分野の売上が低迷し、売上が減少いたしました。また個人消費の伸び悩みによりアパレル関連の売上も大きく減少いたしました。

イノベーション事業本部（売上高伸び率 25.9% ）

国内外の鉄道車輛需要の増加により、鉄道用車輛部材の売上が増加いたしました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと予想される中、持続的成長の基盤を構築するために太陽エネルギー事業をはじめとする環境関連事業を成長領域ととらえ、この分野に重点的に資源を配分していくとともに建材事業・産業資材事業での専門市場においても中核事業の強化と新たな領域への開拓が課題であると考えています。また、資源配分の適正化を推進するためにも、システム化による業務効率改善を行い、あわせてコスト削減を進めてまいります。加えて不良債権リスクを最小限に抑制するために与信管理体制を強化し、リスク管理を行ってまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第119期 (平成18年度)	第120期 (平成19年度)	第121期 (平成20年度)	第122期 (平成21年度) (当連結会計年度)
売上高	89,594	80,075	77,062	68,975
営業損益	1,673	△14	△29	472
経常損益	1,504	△235	△178	468
当期純損益	824	△488	△110	273
1株当たり				
当期純損益(単位：円)	18.15	△10.78	△2.44	6.03
総資産	40,626	34,649	31,046	30,868
純資産	9,548	7,861	7,104	7,700

- (注) 1. 金額は1株当たり当期純損益を除いて百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純損益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
 3. 第119期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ハイランドテクノ株式会社	70	100	繊維製品の加工・販売
アイタック株式会社	40	100	電子部品、電子機器の販売
TAKグリーンサービス株式会社	60	100	住宅用省エネルギー機器の販売
	千米ドル		
TAKASHIMA (U.S.A.), INC.	300	100	衣料品、繊維製品の販売
	千香港ドル		
iTak (International) Limited	2,000	100	電子部品、電子機器の販売

7. 主要な事業内容

事業本部名	主要製品
建 材	外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、建築用基礎材、土木・景観材、断熱材、内装材・内装工事、太陽光発電システム、環境対応関連商品、設備機器、仮設機材、防災関連商材、その他建材
産 業 資 材	緩衝包装材・梱包材、環境資材、店装資材、電子機器関連商品、アメニティ商品、テント倉庫、膜構造物、重布、繊維資材、ブランドライセンスビジネス、ファッション商品
イ ノ ベ ー シ ョ ン	鉄道車輛用部材 (内装材・窓ガラス)、開発商材

8. 主要な営業所

会社名	事業所名	所在地
高島株式会社	本社 大阪支店 名古屋支店 北海道営業所 東北営業所 中国営業所 九州営業所 四国営業所	東京都中央区 大阪府大阪市中央区 名古屋市中央区 札幌市中央区 仙台市青葉区 広島市中区 福岡市中央区 香川県高松市
ハイランドテクノ株式会社	本社及び工場 東京支店 東北営業所	栃木県那須塩原市 東京都文京区 仙台市青葉区
アイタック株式会社	本社 大阪出張所	東京都新宿区 兵庫県新崎市
TAKグリーンサービス株式会社	本社 名古屋支店 大阪支店 中国支店 九州支店	東京都中央区 名古屋市中区 大阪府大阪市中央区 広島府西區 福岡市中央区
TAKASHIMA (U.S.A.), INC.	本社	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
iTak (International) Limited	本社 シンガポール支店 中国・深圳事務所 マレーシア・ペナン事務所 東京営業所 大阪営業所	中華人民共和国香港 シンガポール共和国 中華人民共和国深圳 マレーシアペナン 東京都新宿区 兵庫県新崎市

9. 従業員の状況

事業本部名	従業員数	前期末比増減
建築材料	144 (42) 名	5 名
産業資材	165 (34)	3
イノベーション	13 (0)	△3
全社(共通)	67 (22)	△32
合計	389 (98)	△27

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

10. 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,550
株式会社三井住友銀行	1,592

(注) 借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

前連結会計年度に連結の範囲に含めておりましたTAKASHIMA SINGAPORE (PTE) LTD. は当連結会計年度において清算終了しております。

株式会社ズキ太陽技術は、当連結会計年度中新たに株式を取得し持分法適用の関連会社となりました。

以上の結果、連結子会社は9社、持分法適用関連会社は4社で当連結会計年度の連結売上高は689億円（前連結会計年度比10.5%減）、連結当期純利益は273百万円（前連結会計年度は110百万円の当期純損失）であります。

II. 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 140,000,000株
- 発行済株式の総数 45,277,880株（自己株式367,853株を除く）
- 株主数 6,350名
- 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
高島取引先持株会	4,449	9.82
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,138	4.72
東京海上日動火災保険株式会社	2,061	4.55
株式会社三井住友銀行	1,818	4.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信託口)	1,762	3.89
株式会社クラレ	1,006	2.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	953	2.10
旭化成建材株式会社	815	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	660	1.45
高島従業員持株会	590	1.30

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の内容等
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 島 幸 一	TAKグリーンサービス株式会社代表取締役会長
常務取締役	田 中 邦 忠	産業資材事業本部長
常務取締役	飛 石 昌 之	経営管理本部長 兼 財務統括部長
取締役	内 富 秀 明	イノベーション事業本部長
取締役	高 垣 康 孝	建材事業本部長 兼 東京統括部長
取締役	中 川 伸 次	大阪支店長 兼 建材事業本部大阪統括部長
取締役	大 畑 恭 宏	経営企画統括部長 兼 アイタック株式会社代表取締役会長
常勤監査役	橋 本 雅 富	
常勤監査役	久保田 民 雄	日本写真印刷株式会社社外取締役
監査役	三 浦 昭 彦	公認会計士(アーク監査法人)、税理士(アイル税理士法人)
監査役	永 沢 徹	弁護士(永沢総合法律事務所)、横浜トヨペット株式会社社外監査役、グリー株式会社社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役久保田民雄氏、監査役三浦昭彦氏および監査役永沢徹氏は社外監査役であります。
2. 監査役三浦昭彦氏は、公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中の役員の変動は、次のとおりであります。
- ① 平成 21 年 6 月 26 日開催の第 121 回定時株主総会において、専務取締役斎藤鎮男氏、常務取締役栗田三郎氏、常務取締役平田紘一氏、常務取締役吉村正史氏、取締役宮川征雄氏、取締役本田均平氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 平成 21 年 6 月 26 日開催の第 121 回定時株主総会において、高垣康孝氏、中川伸次氏、大畑恭宏氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - ③ 平成 22 年 3 月 31 日をもって、取締役内富秀明氏は辞任いたしました。

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	13名	63百万円
監査役	4名	28百万円
(うち社外監査役)	3名	17百万円)

- (注) 1. 上記には、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 121 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 6 名を含んでおります。
2. 取締役の報酬額は、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 119 回定時株主総会において使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとして年額 180 百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 119 回定時株主総会において、年額 55 百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

	社外監査役		
	久保田 民雄	三浦 昭彦	永沢 徹
(1) 重要な兼務先と当社との関係	(別記 1)	(別記 2)	(別記 3)
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	-	-	-
(3) 当事業年度における主要な活動状況	(別記 4)	(別記 4)	(別記 4)
(4) 責任限定契約の内容の概要	(別記 5)	(別記 5)	(別記 5)
(5) 親会社・子会社等から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	-	-	-
(6) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	-	-	-

- (別記 1) 久保田監査役は、日本写真印刷株式会社の社外取締役であり、当社との間には、取引その他特別な関係はありません。
- (別記 2) 三浦監査役は、アーク監査法人の代表社員およびアイル税理士法人の代表社員であり、当社との間には、取引その他特別な関係はありません。
- (別記 3) 永沢監査役は、永沢総合法律事務所の代表弁護士であり、当社との間で、法律顧問契約を締結しております。また、横浜トヨペット株式会社の社外監査役、グリー株式会社社外監査役であります。なお、当該 2 社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。
- (別記 4) 事業年度中の取締役会および監査役会での活動状況ならびに発言状況
- 久保田監査役 当事業年度に開催した取締役会には 15 回の内 15 回 (出席率 100%) 出席し、意見を述べ、助言・提言をおこなっております。また、監査役会には 14 回の内 14 回 (出席率 100%) 出席しております。
- 三浦 監 査 役 当事業年度に開催した取締役会には 15 回の内 13 回 (出席率 87%) 出席し、意見を述べ、助言・提言をおこなっております。また、監査役会には 14 回の内 12 回 (出席率 86%) 出席しております。
- 永 沢 監 査 役 当事業年度に開催した取締役会には 15 回の内 15 回 (出席率 100%) 出席し、意見を述べ、助言・提言をおこなっております。また、監査役会には 14 回の内 14 回 (出席率 100%) 出席しております。

(別記5) 当社は社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の会計監査人としての報酬等の額

52百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

なお、重要な子会社のうちTAKASHIMA (U. S. A.), INC. の計算関係書類の監査は、KPMG LLPが行っております。また、iTak (International) Limitedの計算関係書類の監査は、畢馬威会計師事務所が行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社とあずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものとします。

VI. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月11日に開催された取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、この方針に基づいて定期的かつ、必要に応じた見直しによって内部統制システムを整備し、運用しております。

(1) 取締役の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制

- i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社およびグループ会社に周知徹底を図る。
- ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構および取締役の職務分掌に基づいて業務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制

- i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
- ii. 経営企画担当役員は、社内ITキャビネットを可能な範囲で活用し、各取締役および各監査役が閲覧できるよう整備・保存する。

(3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制

- i. 経営管理本部長は経営管理本部の担当役員、管理職者の中より選任した「リスク管理委員会」を編成して定期的にリスクの見直し・検討を行い総合的なリスク管理を推進する。
- ii. 経営企画担当役員が当社およびグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
- iii. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「不慮の事故対応要領」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
- iv. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティー対策を講じて対応する。
- v. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「分掌別責任・権限一覧表」に定められた起案責任者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書により手続を行った上で責任をもって対処する。
- vi. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生の未然防止に当る。
- vii. 問題が発生した場合は、その全容と真の原因を早期に究明し「トラブル対応基準」に従い適正に問題解決に当ると共に、リスク変化が生じた時は適宜に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 「分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。

- ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社およびグループ会社の基本方針ならびに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社およびグループ会社に従事するすべての者が法令および定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取組み確保する。
 - ii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適合な事実があった場合または社内通報制度により通報があった場合は、コンプライアンス委員会で審議し適切な処置をとる。
- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り業務の適正を確保する。
 - ii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。
 - iii. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
 - iv. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに定期的または、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
 - v. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会および監査役に報告する。
- (7) 監査役の職務遂行補佐員および独立性に関する体制
- i. 監査役の職務の補助が必要な時は、監査役会の求めに応じて使用人を配置するとともに独立性を確保するためにその任命、異動、懲戒、評価については監査役会の同意の上行う。
- (8) 取締役、使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監査役会に報告する。
 - ii. 業務執行会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項および社内通報など、監査に必要なかつ適切な情報を特定取締役が適時に監査役へ報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

- i. 特定取締役および内部監査担当役員は監査役との連携を密にとり、効率的な監査役監査が行われるよう体制を整備する。
- ii. 代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合を持ち監査役が必要な情報を得られるよう配慮する。
- iii. 社外監査役に必要な情報提供と独立性を配慮する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,837	流 動 負 債	18,292
現金及び預金	4,047	支払手形及び買掛金	15,735
受取手形及び売掛金	15,822	短期借入金	1,438
有価証券	14	未払費用	376
商品	1,583	未払法人税等	113
未成工事支出金	354	未払消費税等	55
前渡金	68	賞与引当金	273
前払費用	27	その他	300
繰延税金資産	216	固 定 負 債	4,875
未収入金	862	長期借入金	2,420
その他	172	退職給付引当金	653
貸倒引当金	△ 334	繰延税金負債	1
固 定 資 産	8,031	再評価に係る繰延税金負債	572
有 形 固 定 資 産	3,646	その他	1,228
建物及び構築物	1,284	負 債 合 計	23,168
機械装置及び運搬具	32	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	56	株 主 資 本	6,701
土地	2,243	資本金	3,801
リース資産	29	資本剰余金	1,825
無 形 固 定 資 産	16	利益剰余金	1,143
投 資 其 他 の 資 産	4,369	自己株式	△ 69
投資有価証券	2,808	評価・換算差額等	999
長期貸付金	37	その他有価証券評価差額金	334
繰延税金資産	164	土地再評価差額金	783
その他	1,570	為替換算調整勘定	△ 117
貸倒引当金	△ 212	少数株主持分	—
資 産 合 計	30,868	純 資 産 合 計	7,700
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,868

連結損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	68,975
売 上 原 価	62,945
売 上 総 利 益	6,030
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,557
営 業 利 益	472
営 業 外 収 益	164
受 取 利 息	48
受 取 配 当 金	52
雑 収 入	63
営 業 外 費 用	168
支 払 利 息	97
手 形 売 却 損	31
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	5
為 替 差 損	20
雑 支 出	13
経 常 利 益	468
特 別 利 益	150
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7
投 資 有 価 証 券 償 還 益	142
特 別 損 失	175
投 資 有 価 証 券 売 却 損	20
関 係 会 社 清 算 損	18
減 損 損 失	58
固 定 資 産 除 却 損	11
会 員 権 評 価 損	7
早 期 割 増 退 職 金	24
和 解 金	34
税金等調整前当期純利益	442
法人税、住民税及び事業税	125
法人税等調整額	44
当 期 純 利 益	273

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
平成21年3月31日残高	3,801	1,825	870	△66	6,430
当期変動額					
当期純利益			273		273
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	273	△2	270
平成22年3月31日残高	3,801	1,825	1,143	△69	6,701

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日残高	11	783	△121	673	-	7,104
当期変動額						
当期純利益				-		273
自己株式の取得				-		△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	322	-	4	326		326
当期変動額合計	322	-	4	326	-	596
平成22年3月31日残高	334	783	△117	999	-	7,700

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結範囲に関する事項

連結子会社 9社

(主要子会社名 ハイランドテクノ株式会社、アイタック株式会社、TAKグリーンサービス株式会社、TAKASHIMA (U.S.A.),INC.、iTak (International) Limited)

すべての子会社を連結の範囲に含めることとしております。

前連結会計年度に連結の範囲に含めておりましたTAKASHIMA SINGAPORE (PTE) LTD.は当連結会計年度において清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 4社

(北三高和株式会社、株式会社スズキ太陽技術、TAKASHIMA PRO ECO (SINGAPORE) PTE. LTD.、TAKASHIMA MITSUGI PF (THAILAND) CO.,LTD.)

すべての関連会社を持分法適用会社としております。株式会社スズキ太陽技術は、当連結会計年度において新たに株式を取得し、持分法適用の関連会社となりました。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちiTak International (Shanghai) Limited及びiTak International (Thailand) Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として、商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社（リース資産を除く）は、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ②無形固定資産 主として、定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
（会計方針の変更）
当連結会計年度から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。
なお、この変更による損益への影響はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の工事
工事完成基準
（会計方針の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度から適用し、当連結会計年度期首以降着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事

の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ただし、当連結会計年度においては工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、損益への影響はありません。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ヘッジ方針

主として当社グループの管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、一括償却を行っております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及びその対応債務

(1) 借入金に対する担保差入資産

建物及び構築物	235百万円
土 地	154百万円
計	390百万円

上記に対する債務は以下のとおりであります。

短期借入金及び長期借入金	850百万円
--------------	--------

(2) 営業取引に対する担保差入資産

建物及び構築物(極度額400百万円)	104百万円
投資有価証券	752百万円
計	856百万円

(3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

有価証券	14百万円
計	14百万円

2. 受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高	13百万円
-----------	-------

3. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 2,589百万円

4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 45,645,733株

2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成22年6月29日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	67	利益剰余金	1.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また連結子会社についても、当社の与信管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金金は主に営業取引に係わる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物が替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、太陽光発電システムの販売に伴う日照時間の補償に係る変動リスクに対するヘッジを目的とした天候デリバティブ取引であります。金利スワップ取引については、変動金利による長期借入金の支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るため、借入金の個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、取引相手に対する信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（追加情報）

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（22頁（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,047	4,047	-
(2) 受取手形及び売掛金	15,822	15,822	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,439	2,439	-
資産計	22,309	22,309	-
(1) 支払手形及び買掛金	15,735	15,735	-
(2) 短期借入金	1,438	1,438	-
(3) 長期借入金	2,420	2,429	△9
負債計	19,593	19,602	△9
デリバティブ取引（※）	17	17	-

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引②参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております)

(単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	134	-	△3	△3
	買建 米ドル	566	-	20	20
合 計		701	-	17	17

(b) その他（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	天候デリバティブ取引 売建				
	ブット	1,052 (-)	733 (-)	△28	△28
	買建				
	コール	1,052 (11)	733 (-)	28	17
合 計		2,104 (11)	1,466 (-)	0	△11

「契約額等」及び「契約額等のうち1年超」欄の（ ）書きはオプション料の金額であります。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時 価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期 借入金	2,600	2,420	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（負債（3）長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	384

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,047	-	-	-
受取手形及び売掛金	15,822	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期がある債券	14	-	-	-

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,438	-	-	-	-	-
長期借入金	-	140	1,440	840	-	-

V. 賃貸等不動産に関する注記

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅(土地を含む。)を所有しております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は108百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,699	△ 46	1,653	1,763

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は修繕に伴う資産の取得(14百万円)であり、主な減少額は減価償却の実施(54百万円)によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によるものであります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	170円 8銭
1株当たり当期純利益	6円 3銭

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,646	流 動 負 債	16,555
現金及び預金	3,369	支払手形	502
受取手形	5,072	買掛金	13,942
売掛金	9,791	短期借入金	500
有価証券	14	一年内返済長期借入金	640
商成品	981	未払金	63
未成工事支出金	280	未払費用	326
前払費用	57	未払法人税等	96
前払費	23	未払消費税等	37
繰延税金資産	202	未払受取金	133
未収入金	850	預り金	26
短期貸付金	299	賞与引当金	246
その他の金	100	その他の	38
貸倒引当金	△ 398		
固 定 資 産	8,185	固 定 負 債	4,835
有 形 固 定 資 産	3,445	長期借入金	2,420
建物	1,079	退職給付引当金	651
構築物	61	預り保証金	1,121
車両運搬具	18	再評価に係る繰延税金負債	557
工具、器具及び備品	37	その他の	84
土地	2,234	負 債 合 計	21,391
リース資産	14	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	14	株 主 資 本	6,497
施設利用権等	10	資 本 金	3,801
その他の	3	資 本 剰 余 金	1,825
		資 本 準 備 金	950
		その他資本剰余金	875
投 資 そ の 他 の 資 産	4,725	利 益 剰 余 金	939
投資有価証券	2,726	その他利益剰余金	939
関係会社株式	465	別 途 積 立 金	700
長期貸付金	25	繰 越 利 益 剰 余 金	239
従業員長期貸付金	11	自 己 株 式	△ 69
敷金及び保証金	1,253	評 価 ・ 換 算 差 額 等	943
破産更生債権等	9	その他有価証券評価差額金	331
繰延税金資産	165	土地再評価差額金	612
その他の	274	純 資 産 合 計	7,441
貸倒引当金	△ 206	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,832
資 産 合 計	28,832		

損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	62,622
売 上 原 価	57,828
売 上 総 利 益	4,793
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,419
営 業 利 益	374
営 業 外 収 益	163
受 取 利 息	56
受 取 配 当 金	52
雑 収 入	54
営 業 外 費 用	154
支 払 利 息	93
手 形 売 却 損	30
為 替 差 損	20
雑 支 出	10
経 常 利 益	382
特 別 利 益	160
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3
投 資 有 価 証 券 償 還 益	142
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5
事 業 譲 渡 益	9
特 別 損 失	179
投 資 有 価 証 券 売 却 損	20
関 係 会 社 株 式 評 価 損	3
関 係 会 社 株 式 売 却 損	22
関 係 会 社 清 算 損	8
減 損 損 失	45
固 定 資 産 除 却 損	11
会 員 権 評 価 損	7
早 期 割 増 退 職 金	24
和 解 金	34
税 引 前 当 期 純 利 益	364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	107
法 人 税 等 調 整 額	46
当 期 純 利 益	211

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	別 途 積 立 金		
平成21年3月31日残高	3,801	950	875	1,825	700	28	728	△ 66	6,288
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						211	211		211
自己株式の取得								△ 2	△ 2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	211	211	△ 2	208
平成22年3月31日残高	3,801	950	875	1,825	700	239	939	△ 69	6,497

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年3月31日残高	12	612	624	6,913
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				211
自己株式の取得				△ 2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	319	-	319	319
当期変動額合計	319	-	319	528
平成22年3月31日残高	331	612	943	7,441

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の

差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（会計方針の変更）

当事業年度から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の工事

工事完成基準

（会計方針の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度から適用し、当事業年度期首以降着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ただし、当事業年度においては工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、損益への影響はありません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

当社の管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

7. 表示方法の変更

「短期貸付金」は、従来、貸借対照表上、流動資産の「その他」（前事業年度末63百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より流動資産の「短期貸付金」（当事業年度末299百万円）として区分掲記しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及びその対応債務

(1) 借入金に対する担保差入資産

建 物	235 百万円
土 地	154 百万円
計	390 百万円

上記に対する債務は以下のとおりであります。

一年内返済長期借入金及び長期借入金	850 百万円
-------------------	---------

(2) 営業取引に対する担保差入資産

建物（極度額 400 百万円）	104 百万円
投資有価証券	752 百万円
計	856 百万円

(3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

有価証券	14 百万円
計	14 百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,470 百万円
----------------	-----------

3. 保証債務

子会社借入金保証	93 百万円
計	93 百万円

上記のうち外貨による保証残高 93 百万円 (US\$ 1,000 千)

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,029 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	79 百万円

5. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、平成 14 年 3 月 31 日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成 14 年 3 月 31 日

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,329百万円
仕入高	338百万円
営業取引以外の取引による取引高	54百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	348	19	—	367

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 19千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	244
賞与引当金	100
退職給付引当金	265
販売用不動産評価損	261
会員権評価損	19
投資有価証券評価損	78
減損損失	27
その他	128
繰延税金資産小計	1,124
評価性引当額	△529
繰延税金資産合計	595
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△227
土地再評価差額金	△557
繰延税金負債合計	△785
繰延税金資産の純額	△189

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記（借主側）

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	71	42	28
無形固定資産	44	30	14
合計	115	72	42

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	21百万円
1年超	24百万円
合計	46百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	30百万円
減価償却費相当額	28百万円
支払利息相当額	1百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	164円 35銭
1株当たり当期純利益	4円 66銭

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 12 日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 野 裕[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 御 厨 健 太 郎[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 12 日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 野 裕[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 御 厨 健 太 郎[Ⓔ]
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人あずさ監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及びあずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 22 年 5 月 17 日

高 島 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	橋 本 雅 富 [㊞]
常勤監査役 (社外監査役)	久保田 民 雄 [㊞]
監 査 役 (社外監査役)	三 浦 昭 彦 [㊞]
監 査 役 (社外監査役)	永 沢 徹 [㊞]

株主総会参考書類

議案および参考書類

議 案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りながら株主のみなさまに対し安定的に利益を還元することを基本方針としており、この方針に基づきバランスのとれた利益配分を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金1.5円 配当総額 67,916,820円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年6月30日

以上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を 定めます。
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-78-2031(フリーダイヤル) 取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店な らびに日本証券代行株式会社の本店および全国各支店 で行っております。
一単元の株式の数	1,000株
ホームページアドレス	http://www.tak.co.jp

●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

●未払配当金の支払について

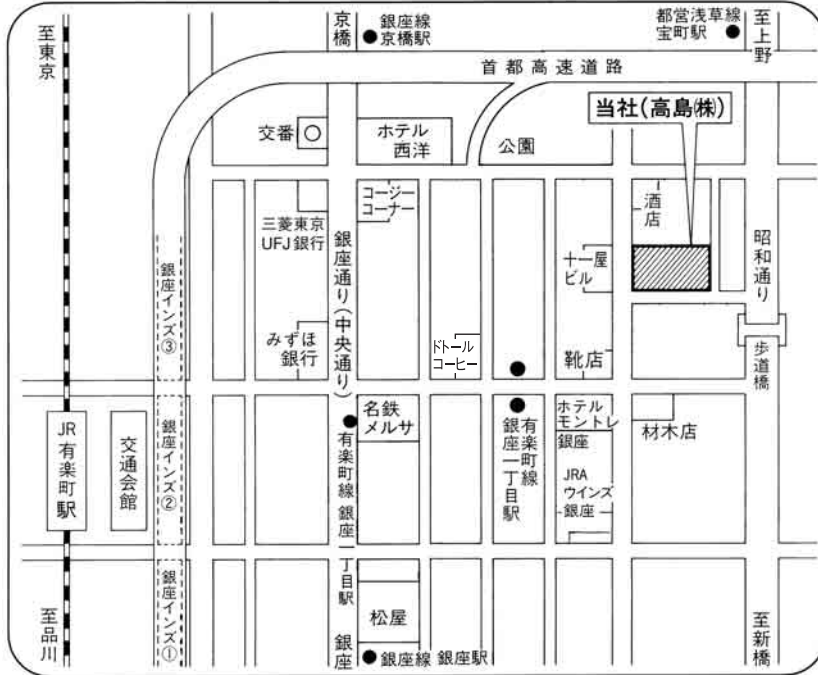
株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

〈株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都中央区銀座1丁目15番11号
高島ビル（5階会議室）



◎交通機関のご案内

地下鉄

- 有楽町線……銀座一丁目駅下車 徒歩 3分
- 銀座線……京橋駅下車 徒歩 5分
- 都営浅草線……宝町駅下車 徒歩 5分
- J R線……………有楽町駅下車 徒歩 10分